

提出された意見等の概要とこれに対する県の考え方

案件名： ひょうご男女いきいきプラン2030(仮称)[第5次兵庫県男女共同参画計画](案)
 意見募集期間： 令和7年12月24日～令和8年1月13日
 意見等の提出件数： 177件(45人[団体])

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
1	全体	計画全体について	重点目標にある「男女ともに自らが望む生き方」は、男女だけでなくLGBTQを含むすべての人が尊重される社会を前提とすべきである。男女共同参画の枠にとどまらず、ジェンダー推進の視点を持つ課として、兵庫いきいきプランの実践を求め、性のあり方にかかわらず、一人ひとりがいつでもどこでも生き生きと生活し、社会参加できる兵庫県を実現してほしい。	計画の趣旨に一致	本計画は、男女共同参画社会基本法および女性活躍推進法等に基づき策定しているところであり、性別にかかわらず誰もが、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会に実現を目指しています。また、重点目標3において、性的マイノリティを含む誰もが差別・暴力等がなく安心して暮らせる環境の整備に取り組むこととしています。
2	全体	計画名称について	2025年は節目の年であり、第5次男女共同参画基本計画に女性の声と実態を反映することを求める。現行名称は抽象的なため、「ひょうごジェンダー平等推進プラン2030」への改称をしてほしい。	計画の趣旨に一致	社会情勢を含む男女共同参画社会に係る実態については、第2章において記載しております。計画の名称については、本計画の目指す社会である「男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会」を表したものです。
3	全体	計画名称について	1「計画策定の趣旨」2「計画の位置づけ」について、2025年は被爆80年戦後80年、第4回世界女性会議から30年日本が女性差別撤廃条約を批准して40年である。「男女いきいきプラン」は抽象的なため「ジェンダー平等をめざしひょうごジェンダー平等推進プラン2030」にしてほしい。	その他	計画の名称については、本計画の目指す社会である「男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会」を表したものです。
4	全体	数値目標について	目標数値について、「検討中」では不十分。パブコメ時点で目標を提示してほしい。	今後の検討課題	計画策定の進め方は、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
5	全体	数値目標について	意思決定機関への女性の配置について、現行目標(部長級10%、課長級20%、民間25%)は低すぎる。世界水準の30～50%に即した改善が必要である。経済的効能のために女性を利用するという視点ではなく、人権課題として女性を過半数以上配置することを目指すべきである。	今後の検討課題	重点目標1において、本県の各分野における指導的地位に占める女性の割合が依然低水準であることから、今まで以上に女性が能力を發揮できる環境の整備等を進め、だれもが活躍できる社会を目指すこととしています。今後、男女共同参画社会づくりを進める上で、目標数値の設定方法等は検討課題とします。
6	全体	数値目標について	数値目標が検討中では、パブリックコメントの意味がない。私は、どの数値を目標に取り上げるか、どこまでの数値を目標として掲げるかに基本姿勢が表れると思っている。過去の計画でも数値目標を掲載してパブリックコメントしていたと思う。検討中をなくし、再度のパブリックコメント実施をしてほしい。	今後の検討課題	ひょうご男女いきいきプラン2025の策定時においては、数値目標は検討中としてパブリックコメントを実施したほか、内閣府が昨年8月に実施した「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」についての意見募集においても、成果目標等は掲載されていないところですが、計画策定の進め方は、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
7	全体	数値目標について	目標とKPI:昨今、企業ではKPIの可視化、また、四半期ごとの更新などが当たり前になっている。県においても、職種・等級・雇用形態別の分解指標を半期更新し、ダッシュボードで公開してはどうか。	その他	女性活躍推進法に基づく情報公開を実施していることに加えて、「ひょうごの男女共同参画」において、毎年ホームページにて、本県の男女共同参画の推進状況を公表しています。
8	全体	数値目標について	女性管理職の登用目標が10～20%と余りにも低すぎる。ジェンダー平等を目指すならば、30～50%を目標にすべきである。クォーター制など積極的に取り入れることを提案する。	今後の検討課題	重点目標1において、本県の各分野における指導的地位に占める女性の割合が依然低水準であることから、今まで以上に女性が能力を發揮できる環境の整備等を進め、だれもが活躍できる社会を目指すこととしています。今後、男女共同参画社会づくりを進める上で、目標数値の設定方法等は検討課題とします。
9	全体	数値目標について	「いきいきプラン2025の主な…」で女性の管理職の目標が10%～20%は低い。世界の水準と同じ30%～50%に引き上げてほしい。	今後の検討課題	重点目標1において、本県の各分野における指導的地位に占める女性の割合が依然低水準であることから、今まで以上に女性が能力を發揮できる環境の整備等を進め、だれもが活躍できる社会を目指すこととしています。今後、男女共同参画社会づくりを進める上で、目標数値の設定方法等は検討課題とします。
10	全体	その他	政策立案・運営において、1995年北京会議で宣言された「ジェンダー主流化」(社会的・文化的な性差「ジェンダー」の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくことを指す)を徹底してほしい。	計画の趣旨に一致	本県の政策立案・運営においては男女共同参画社会基本法や兵庫県男女共同参画社会づくり条例に基づき進めています。
11	全体	その他	計画の実施状況の評価方法を第1章または第3章に記載すべきである。事業の実行主体や対象は市民であるため、市民の理解を深めることが計画の実効性に寄与する。そのため、評価結果は市民に公開する必要がある。「計画の実行状況は年度ごとに〇〇によって確認し、その結果をホームページで公開する」と明記することを提案する。	計画に反映した意見(一部反映したものを含む)	ご指摘を踏まえ、数値目標一覧の欄外(p.41)に「数値目標等の進捗状況については、県ホームページ(ひょうごの男女共同参画)で公表します。」と注釈を追記しました。
12	全体	その他	計画の実施状況の評価は、全体評価に加えて「個々の事業について事務事業評価を行い、その結果を公開する」と記載すべきである。本計画は多様な事業を含むため、全体評価のみでは市民の理解が深まらない。個別事業の評価を公開することで、市民が自分に関係する事業を把握し、理解を深めることが期待できる。	対応困難	各事業については、担当部局等において個別に事業評価を行っているところであり、本計画に関する事務事業評価を実施する想定はしておりません。
13	第1章	計画の位置づけについて	第5次計画は、日本国憲法、女性差別撤廃条約、国際規範・合意に基づき策定し、全面実施を通じてジェンダー平等社会を目指すことを明記すべきである。	計画の趣旨に一致	本計画は、男女共同参画社会基本法および女性活躍推進法等に基づき策定しており、計画の位置づけとしております。
14	第1章	計画の位置づけについて	ジェンダー平等の根幹は個人の尊厳であり、日本国憲法13条、14条、24条を明記すべきである。特に24条は男女平等を世界に先駆けて実現した重要な条文である。	計画の趣旨に一致	本計画は、男女共同参画社会基本法および女性活躍推進法等に基づき策定しており、計画の位置づけとしております。
15	第1章	目指す社会について	「配偶者等からの暴力をはじめ、女性や子ども等に対する」とあるが、DV被害者は女性に限らず、男性も相応に被害者として存在することが内閣府調査等(*)で明らかであることから、例示として不適当かと思えます。「配偶者等からの暴力をはじめ、子どもも含めて性別によらず起こる様々な性犯罪・性暴力への関心が高まる中」などとするか、あるいは別の「暴力」を例示として用いてはどうか。 *例えば、内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」R5年度 https://www.gender.go.jp/policy/no.violence/e-vaw/chousa/pdf/r05danjokan-gaiyo.pdf	計画に反映した意見(一部反映したものを含む)	ご指摘のあった箇所(p.4,7行目)について、下記のとおり文案を修正しました。 「配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)をはじめ、性犯罪・性暴力への関心が高まる中、…(略)」

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
16	第1章	目指す社会について	計画(案)では「阪神淡路大震災、その後の自然災害を経験し、個人の責任、家族の絆、人と人の助け合い、自発的、自律的な活動が社会を支え発展させている原動力となっている」と指摘していますが、災害時に個人の努力のみ押し付けているように思う。県の果たす役割が明確になっていないのではないかと。	その他	目指す社会(p.3)「(2)だれもが互いに支え合って生きることのできる社会」を目指すための一つの方策として、重点目標3において、県が男女共同参画の視点に立った防災体制の推進に取り組むこととしています。
17	第2章	策定後の主な社会情勢の変化について	前回計画にあったSDGsロゴの削除はなぜか。世界的なジェンダー平等の流れを踏まえ計画されるべきである。	計画に反映した意見(一部反映したものを含む)	ご指摘の通り、掲載できていなかったSDGsロゴを第2章(p.12)へ挿入しました。
18	第2章	策定後の主な社会情勢の変化について	情勢認識として、気候変動の加速、軍事費増大による社会保障圧迫、SDGs達成の危機を計画に反映してほしい。	計画に反映した意見(一部反映したものを含む)	世界各国のSDGs達成度を評価した「持続可能な開発報告書2025年版」の内容を踏まえ、第2章(p.12)へ、日本はGoal5を含めて、SDGsの6項目について深刻な課題がある旨を追記しました。
19	第3章	重点目標1について	男女賃金格差是正をしてほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、賃金格差の是正等に向け就業に対する支援を行うこととしています。
20	第3章	重点目標1について	若年女性の定着:市町別「女性が選ぶ兵庫」指数の公開、地域版の社内有志団体の越境コミュニティを県がハブ化して支援する(女性、育児、LGBT+、障がい、外国籍などに関して)。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
21	第3章	重点目標1について	ジェンダー平等を実現するためには、いろんな施策を決定する場に女性の参加を確保するためのクォーター制の導入が必要ではないかと思う。県の副知事とか女性管理職の割合が増えれば、男性とは違う女性の視点で県民の生活に即した政策が実現するのではないかと期待したい。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、本県の各分野における指導的地位に占める女性の割合が依然低水準であることから、今まで以上に女性が能力を發揮できる環境の整備等を進め、だれもが活躍できる社会を目指すこととしています。クォーター制の導入等については今後の参考とします。
22	第3章	重点目標1について	雇用条件、賃金など、またエッセンシャルワークに携わる仕事が多いなど男女の働く格差を是正する政策の実現を望む。	その他	重点目標1において、賃金格差の是正等に向け就業に対する支援を行うこととしています。
23	第3章	重点目標1について	女性の意思決定過程参加率について。ジェンダーギャップ指数118位の現状を踏まえ、2030年代前半に50%を目指し、クォータ制など具体策を明記すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、推進項目1「女性が能力を發揮し活躍できる環境の整備」を掲げ、本県の各分野における指導的地位に占める女性の割合が依然低水準であることから、今まで以上に女性が能力を發揮できる環境の整備等を進め、だれもが活躍できる社会を目指すこととしています。クォーター制の導入等については今後の参考とします。
24	第3章	重点目標1について	兵庫県議会の女性議員比率は13.9%と低く、引き上げ目標を設定すべきである。政党に男女同数候補者擁立を義務づけ、パリテ(男女同数)やクォータ制導入、小選挙区制廃止、比例代表中心への選挙制度改革が必要である。政治進出阻害要因の解消として、企業団体献金、政党助成金、小選挙区制度の廃止、供託金の引き下げを求める。	今後の検討課題	重点目標1において、本県の各分野における指導的地位に占める女性の割合が依然低水準であることから、今まで以上に女性が能力を發揮できる環境の整備等を進め、だれもが活躍できる社会を目指すこととしています。男女共同参画社会づくりを進める上で、県議会等、政治分野における女性の参画促進については今後の検討課題とします。また、法令に基づく選挙制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
25	第3章	重点目標1について	女性議員へのハラスメント防止、女性トイレ増設など環境整備も早急に実施すべきである。	今後の検討課題	重点目標1の推進項目2において、各種ハラスメント対策の推進を掲げています。女性議員へのハラスメントを含め、男女共同参画社会づくりを進める上で、引き続き検討課題とします。
26	第3章	重点目標1について	若年女性の転出超過の原因は最低賃金の低さと正規雇用不足にある。県は正規採用すべき部署を会計年度任用職員や派遣で代替しており、更新上限撤廃の全国的流れにも反して期間付き雇用を維持している。安定雇用への制度改善が必要である。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
27	第3章	重点目標1について	起業支援も重要だが、一部の支援にとどまっている。女性が働き続けるためには長時間労働の是正、最低賃金引き上げが不可欠である。県は労働局と連携し、労働環境改善、待遇改善、最賃引き上げへの補助、女性雇用への助成など、企業全体の底上げを図るべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、女性が能力を發揮し活躍できる環境の整備に向け、就業に対する支援等を行うこととしていることに加え、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を行うこととしています。
28	第3章	重点目標1について	法定労働時間を1日7時間・週35時間に短縮し、労働基準法の規制強化を国に働きかけるべきである。非正規ではなく正規雇用を基本とし、同一価値労働同一賃金、全国一律最低賃金1500円以上を明記し、中小企業への支援を行うべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
29	第3章	重点目標1について	兵庫県庁でも女性賃金は男性の7割であり、男女賃金格差是正へ企業の公表義務を正規、非正規の男女比を含めるなどさらに強化し、罰則を含む法改正を明記すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、賃金格差の是正等に向け就業に対する支援を行うこととしています。法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
30	第3章	重点目標1について	「多様な正社員」「テレワーク支援」などは非正規化につながるため推奨すべきでない。労働者派遣法を抜本改正し、派遣労働を一時的・専門業務に限定すること、県内派遣労働を直接雇用で切り替えるべきである。	その他	テレワークなど多様な柔軟な働き方は、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスの実現や業務効率化に資するものであると考えられます。法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
31	第3章	重点目標1について	保育・介護・医療など女性が多いケア労働の賃金を大幅に引き上げ、県として具体的な支援を行うべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
32	第3章	重点目標1について	小学校卒業までの育児時短、看護休暇や介護休業などの制度改善を明記し、県として具体的に賃金アップを支援すべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
33	第3章	重点目標1について	所得税法第56条の廃止、自営業家族従事者の労賃評価、コース別雇用管理の禁止を国に働きかけるべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
34	第3章	重点目標1について	仕事における暴力とハラスメント撤廃のため、ILO190号条約を批准し、包括的ハラスメント禁止法制定を国に働きかけるべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
35	第3章	重点目標1について	20歳代の転出拡大は最低賃金の低さ、職場不足、大学不足が原因である。兵庫ならではの第1次産業就業支援や中小企業雇用応援政策が必要である。高学費負担を軽減するため、学費無償化と給付型奨学金制度の早急な導入を求める。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、転出超過が拡大している若年層や女性に選ばれる兵庫県を目指すために、若者・Z世代応援パッケージに基づいて、奨学金支援制度等による県内就職の促進や、高等教育等への支援による教育と子育て支援の充実に取り組むこととしています。

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
36	第3章	重点目標1について	県は子ども関連予算を増やし、出産・保育・教育費の負担を軽減すべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
37	第3章	重点目標1について	「若者・Z世代応援パッケージ」は人気取りではなく実効性ある内容にすべきである。	その他	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは議論・検討すべき内容ではないと考えます。
38	第3章	重点目標1について	防災・危機管理部局の職員を増員し、複数の女性職員を配置すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、県自らがモデル職場となるよう、率先行動計画を策定し、積極的な女性登用等に取り組むこととしています。
39	第3章	重点目標1について	メディアに対し、意思決定での女性比率引き上げ、人権とジェンダー視点に基づく報道を求めるべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
40	第3章	重点目標1について	女性が活躍できる職場環境の整備は重要だが、企業には男女の賃金格差の解消や間接差別の禁止を求める必要がある。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、企業等に専門職員による出前相談や研修講師の派遣の実施等の取組を行うこととしています。
41	第3章	重点目標1について	ケア労働者の処遇改善と賃金引き上げについて、県が積極的に支援してほしい。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
42	第3章	重点目標1について 重点目標2について	兵庫の女性就業率が低い要因は賃金の低さ、保育・介護施設不足、性別役割分担の固定であり、根本的な改善が必要である。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、女性が能力を発揮し活躍できる環境整備に取り組むこととし、重点目標2において、性別役割分担意識の解消に向けた取組を行うこととしています。
43	第3章	重点目標1について 重点目標2について	非正規雇用は女性が多く、賃金格差や管理職の女性比率の低さから、社会は依然として男性優位の構造である。家事・育児負担の偏りを是正する政策が必要であり、低賃金は将来の年金額にも影響する。これらの実態を広く共有し、性別別・固定的な性別役割の解消に取り組んでほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、本県の各分野における指導的地位に占める女性の割合が依然低水準であることから、今まで以上に女性が能力を発揮できる環境の整備等を進め、重点目標3において、アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を実施することとしています。
44	第3章	重点目標2について	ジェンダー平等の遅れの原因は個人の意識だけでなく、新自由主義的政策による非正規雇用・格差拡大、家父長制に基づく制度や法律を見直さなかった政治の責任にあるため、これを明記する必要がある。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
45	第3章	重点目標2について	女性支援団体の偏在を解消するため、民間頼りではなく県が責任を持つ公的施設を整備し、県として、自治体の男女共同参画センターと連携しながら、ジェンダー平等施策を推進する役割を發揮できるよう、十分な予算と人員を配置してほしい。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
46	第3章	重点目標2について	ジェンダー意識の地域差は進学・就職機会不足、賃金格差、医療機関不足、交通網縮小など構造的な問題に起因する。雇用確保、医療・教育・公共交通の整備、消費税減税、全国一律最低賃金導入、農林水産業への財政支援強化を明記すべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
47	第3章	重点目標2について	多様な選択というなら、「スーパーサイエンスハイスクール」政策のように、教育内容に介入し、対象を狭め、予算で格差を設けないでほしい。県立高校や公的病院の統廃合は地方の暮らしと子育ての選択肢を奪うため、ただちに見直すべきである。	対応困難	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは議論・検討すべき内容ではないと考えます。
48	第3章	重点目標2について	性と生殖に関する健康と権利(SRHR)を保障し、科学と人権に基づく包括的性教育を学校教育・社会教育に位置づけるべきである。性暴力防止のため、妊娠の仕組み、避妊方法、性的同意を学べるカリキュラムを導入すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育に取り組むこととしています。
49	第3章	重点目標2について	校長や管理職に占める女性割合は低く、教育現場で女性の声を反映するため、管理職の女性比率を引き上げるべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、教育委員会においても率先行動計画を策定し、意思決定過程への女性の参画促進に取り組むこととしています。
50	第3章	重点目標2について	女性差別撤廃委員会の勧告に基づき、教員の長時間労働を解消し、生理休暇、トイレ数、体育授業や入試のあり方を見直すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、教育委員会においても率先行動計画を策定し、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組むこととしています。
51	第3章	重点目標2について	SNSやインターネット上での未成年への性的搾取や暴力的表現の問題に対応するため、広告規制や不適切投稿への法整備を含めた対応を盛り込むべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
52	第3章	重点目標2について	性暴力は重大な人権侵害であり、職場・学校・地域で周知徹底し、被害者保護や救済の法制化と財源確保を急ぐべきである。刑法の不同意性交等罪に関して、性交同意年齢引き上げ、加害者処罰強化、控訴時効撤廃を国に働きかけるべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育に取り組むこととしています。なお、法制化や刑法の罰則強化等に関しては、法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
53	第3章	重点目標2について	男女共同参画の計画に男性のメンタルケアが欠けており、ジェンダー視点が不十分である。男性の自殺数は増加傾向にあり、生きづらさを抱える人が多いにもかかわらず、男性への支援が軽視されている。女性の地位向上とともに、男性のメンタル健康増進も目指すべきであり、「誰もが健やかに安心して暮らせる社会」の重点施策に位置づける必要がある。兵庫県は神戸市の医療・ヘルスケアの取り組みを活かし、早期に導入すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男性のための相談窓口の設置や関連する取組を推進することとしています。
54	第3章	重点目標2について	男性の家庭参画は強制では実現しない。時間的・心理的余裕がなければ家庭参画への関心は持てない。余裕を生むためにはメンズサポートが必要である。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりに取り組むとともに、重点目標2において、男性のための相談窓口の設置や関連する取組を推進することとしています。
55	第3章	重点目標2について	男性参画：男性育休1か月以上取得率・復職後柔軟勤務利用率を県KPIに追加する。	計画に反映した意見(一部反映したものを含む)	数値目標のうち、「男性県職員の育児休業取得率」に関して、現状の「85.0%(2週間以上)」から「85.0%(4週間以上)」に目標値を引き上げました。
56	第3章	重点目標2について	地域偏在の是正：困難女性支援の地域偏在や民間団体の運営持続性が課題と明記されている点は適切だが、昨今、各地域にある県民局が、男女共同参画に関して地域、民間と上手く機能しているようには見えない。たとえば、各地域には、県の「男女共同参画推進地域委員」がいるので、そこと県民局がより問題点を共有し、互いに情報交換と、そのリソースの活用ができるように仕組みを改めて作るのがよい。	今後の検討課題	男女共同参画社会づくりを進める上で、各県民局・県民センターとの連携等を今後の検討課題とします。

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
57	第3章	重点目標2について	「アンコンシャス・バイアスや固定的性別役割分担意識の解消」という記載は、「解消すること」が取組内容と解されてしまい、県民の思想信条の自由等を侵して特定の考えを捨て去ることを行政が強制するかのように読める懸念がある。「～の解消に向けた啓発活動」のように記載を改めるべきである。もし県民の考えを変えることが取組みそのものであるならば、その根拠を計画本文で丁寧に説明する必要がある。	計画に反映した意見(一部反映したものを含む)	ご指摘のあった箇所(p.29)について、下記のとおり主な取組の項目名を修正しました。「アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発」
58	第3章	重点目標2について	アンコンシャス・バイアスや性別役割分担意識を持つこと自体は違法ではないため、講座やセミナーへの参加を強制しないことを計画に明記し、参加しないことによるペナルティが発生しないことを主催者に明確に示す必要がある。また、参加者数を事業評価指標とすると強制につながる恐れがあるため、評価指標にしないことが望ましい。	計画の趣旨に一致	重点目標2での取組内容については、県民に講座やセミナーの参加を強制しているものではなく、希望者に対し、参加を募る形での開催を予定しております。数値目標には、参加者数などの指標を設定いたしません。
59	第3章	重点目標2について	「男女共同参画の視点に立った教育の推進」について、家庭での会話を通じた教育内容の定着促進と保護者や地域住民への啓発を進めるため、「教育内容を保護者及び地域社会と共有すること」を義務付けてはどうか。	今後の検討課題	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
60	第3章	重点目標2について	「生命の安全教育」の推進に賛成である。例えば巷間には「包括的性教育」の実施を推す意見もあると聞かすが、「包括的性教育」はその内容が市民に対して十分に浸透しておらず、その定義も様々なものがあることから、採用には時期尚早であり反対する。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、「生命の安全教育」の推進に取り組むこととしています。
61	第3章	重点目標2について	女性の心身の健康や妊娠・出産に関する権利、自己決定権を守ることは、女性の権利とジェンダー平等の前進に不可欠であるため、その基盤として、互いを尊重する人間関係を築く考え方やスキルを学ぶ年齢に応じた科学的な包括的性教育を公教育に導入することが必要である。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育や人権教育に取り組むこととしています。
62	第3章	重点目標2について	性は人権として小さい頃からきちんと性教育をしてほしい(包括的性教育を実施してほしい)。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育に取り組むこととしています。
63	第3章	重点目標2について	日本の性教育は最悪である。正確なきちんとした教育をすべきなので、スウェーデン、フィンランド、アイルランドを参考にしてほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育に取り組むこととしています。
64	第3章	重点目標2について	自分の性、他人の性を大切にするという点で、幼児、小学生、中学生、高校生と年齢に応じた性教育をしてほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育に取り組むこととしています。
65	第3章	重点目標2について	p.31 推進項目5:地域には固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが根強く、進学・就職先の不足、賃金格差、交通網の縮小などにより、住み続けにくい状況が生じている。誰もが安心して暮らせる地域とするため、医療・介護・保育などの社会基盤と公共交通の確保、全国一律最低賃金の導入、農林水産業への財政支援強化について明記してほしい。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
66	第3章	重点目標2について	p.31 推進項目6:地域における男女共同参画の促進 県のすすめる公的病院や県立高校統廃合はますます地方に暮らし、子育てする選択肢を奪う政策である。ただちに統廃合計画を見直してほしい。	その他	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは議論・検討すべき内容ではないと考えます。
67	第3章	重点目標2について	性教育を低学年から強めてほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育に取り組むこととしています。
68	第3章	重点目標2について	性教育を強めてほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育に取り組むこととしています。
69	第3章	重点目標2について 重点目標3について	早期に正しい知識を得ることは、望まない妊娠、性感染症、性被害防止につながる。また、LGBTQ+や多様な家庭環境の子どもを排除しないことは、多様性尊重と男女共同参画推進にも寄与する。この分野にこそ包括的性教育を位置づけ、行政・学校・地域で推進すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標2において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するために、性教育や人権教育に取り組むこととしております。また、重点目標3において、プレコンセプションケアを学校現場等へ推進することとしています。
70	第3章	重点目標3について	計画に差別根絶の明確な姿勢が見えない。包括的差別禁止法、包括的ハラスメント禁止法、性暴力被害者救済法などの法整備を県として国に求めるべきである。	計画の趣旨に一致	差別や暴力のない環境づくりについては、重点目標3において取組としています。また、法整備に関しては国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
71	第3章	重点目標3について	災害時の女性被害への対応について、阪神淡路大震災では女性の被害が拡大し、避難所で性被害も発生した。共助・自助の強調だけでなく、つながりがない人も安心できる環境と法整備を行政が担うべきである。	その他	重点目標3において、各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れることとしています。なお、法整備に関しては、国の所管であり、今後国の動向を注視していきます。
72	第3章	重点目標3について	「日本版DBS」を実効性ある制度とし、県として推進すべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
73	第3章	重点目標3について	被災者や支援者が性暴力の加害者・被害者にならないための具体的措置を明記すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標3において、各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れることとしています。
74	第3章	重点目標3について	「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を地方公共団体の長など自治体の全体を指揮・統括する立場の職員も対象に研修を徹底すべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
75	第3章	重点目標3について	個人への備蓄呼びかけ以前に、国として女性や乳幼児、高齢者向け必需品を含む物資を迅速に提供できる体制を整えるべきである。	対応困難	国の体制整備に関しては、本計画では議論・検討すべき内容ではないと考えます。
76	第3章	重点目標3について	緊急避妊薬を処方箋なしでの販売は歓迎するが、高額で購入できない懸念がある。すべての女性が手頃な価格で入手できるよう、県として国に働きかけるべき	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
77	第3章	重点目標3について	人工妊娠中絶について、県は国に対し、配偶者同意要件の撤廃を働きかけるべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
78	第3章	重点目標3について	生理用品について、学校や公共施設での無料設置を進め、経済的理由で入手できない「生理の貧困」を解消するため、人権と尊厳の保障として誰もが必要時に生理用品を入手できる具体的措置を盛り込むべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
79	第3章	重点目標3について	県内では分娩施設不足により他県で出産せざるを得ない現状がある。どこに住んでも安心して妊娠・出産できるよう、特別な財政措置を講じ、産院・産科・助産院を拡充すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標3において、周産期医療の充実など妊娠・出産期における女性への支援に取り組むこととしています。
80	第3章	重点目標3について	性搾取禁止の法制化を国に働きかけ、県としても条例化すべきである。アダルトビデオ出演被害防止法を改正し、性行為契約を禁止するよう国に求めるべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
81	第3章	重点目標3について	成人誌復活問題やポルノ、暴力的コンテンツに対し、県は毅然と対応し、監視プログラムを実施すべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
82	第3章	重点目標3について	困難女性支援法に基づき、相談支援員の増員、正規雇用化、研修強化を行い、アウトリーチ型支援を推進すべきである。	計画の趣旨に一致	重点目標3において、困難女性支援に関する取組を推進することとしています。なお、困難女性支援法の施行に伴い、本県では別途「ひょうご困難な問題を抱える支援計画」を令和6年3月に策定し、支援に取り組んでいます。
83	第3章	重点目標3について	DV被害者支援をジェンダー平等課(男女青少年課)で実施し、ワンストップ支援センターの24時間対応、スタッフ処遇改善、周知徹底を進めるべきである。一時保護の改善、学習保障、離婚後共同親権のリスク対応、家庭裁判所体制強化も必要である。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
84	第3章	重点目標3について	性搾取の場となっている風俗店などの業者を取り締まり、女性の居場所確保、ケア、生活援助、自立支援を強化すべきである。	今後の検討課題	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
85	第3章	重点目標3について	県パートナーシップ制度にとどまらず、同性婚法制化を国に働きかけるべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
86	第3章	重点目標3について	「同和問題」は基本的に解決しており、マイノリティ当事者として、ここに並べることはふさわしくない。	対応困難	国は、「様々な属性(例えば、アイヌの人々であること、…(略)…、部落差別(同和問題)に関する外国人やルーツが外国であること。)を理由とした社会的困難を抱えている場合…(略)…」(「第6次男女共同参画基本計画」p.81)としており、本県においても、引き続き対応すべき問題と認識しております。
87	第3章	重点目標3について	家庭内で困難に直面する女性を支援するため、無償で簡易LINEアプリを提供できる。このアプリは居住者男性の行動を客観的に判定し、利用者にコミュニティと相談機能を提供する仕組みである。声を上げられない女性の声を拾うことが重要である。兵庫県男女共同参画の取り組みの中で開発されたが、企画が選出されず実現していない。こうした企画を順次取り組める仕組みを整えることが、プラン推進の力になる。	今後の検討課題	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
88	第3章	重点目標3について	防災・避難所運営のジェンダー監査、アクセシビリティチェックの訓練義務化、女性防災人材の採用・研修KPIを設定すべきである。	計画に反映した意見(一部反映したものを含む)	重点目標3に関する数値目標について、「消防団員に占める女性の割合」を新たに設定しました。避難所運営等については、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
89	第3章	重点目標3について	LGBTQ:パートナーシップ制度の手続き横断マニュアル公開、企業福利厚生適用拡大を認定加算化などを実施する。	今後の検討課題	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
90	第3章	重点目標3について	困難女性支援における「民間等との連携・協働」について、東京都では協働団体の不適正会計や違法薬物勧誘など重大な問題が発生し、住民監査や訴訟に発展している。このような混乱は支援対象者に不利益をもたらすため、兵庫県においても同様の事例を踏まえ、「民間団体との連携・協働に際し、候補となる民間団体の適格性をより確実に把握し、協働先を選定する必要がある」と計画に追記すべきである。	今後の検討課題	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。なお、困難女性支援法の施行に伴い、本県では別途「ひょうご困難な問題を抱える支援計画」を令和6年3月に策定しています。
91	第3章	重点目標3について	DV事案においてその加害者あるいは被害者がその子に対する児童虐待の加害者である事例があることから、DV防止の取組と児童虐待への取組とを連携してワンストップで行えるよう、「DVに関する相談では当事者のこどもの権利を守るよう努める」と記載してはどうか	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
92	第3章	重点目標3について	県内に2か所しかない「ワンストップ支援センター」を拡充し、女性相談支援員の配置を強化する必要がある。女性支援法施行から1年半が経過し、女性相談件数やDV相談は増加傾向にあり、自殺率の増加も男性より高い。こうした状況を踏まえ、支援法の趣旨に沿った施策の拡充を求める。	計画の趣旨に一致	重点目標3において、ワンストップ支援センター運営のほか、DV防止に向けた啓発や県女性家庭センターにおける相談体制の充実等により、DVのない社会の実現を目指すこととしています。
93	第3章	重点目標3について	防災・災害対策に、スフィア基準を取り入れるべきである。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
94	第3章	重点目標3について	安全な妊娠・出産のために周産期医療体制の拡充、産科医療を確保してほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標3において、周産期医療の充実など妊娠・出産期における女性への支援に取り組むこととしています。
95	第3章	重点目標3について	生理用品の無料配布の拡充、公的施設のトイレへの設置を行ってほしい。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
96	第3章	重点目標3について	配慮事項として同和問題が挙げられているが、同和問題は公式にすでに解決している。解決の方向は「違いがないことを知る」ことであり、差別意識を強く持つ人は過去の同和問題を学び、現在も続いているかのように誤解している場合がある。重要なのは、何も変わらないという前提のもとで、貧困や失業など具体的な困難に対して、他の人と同様に親身な解決を目指すことであり、特別に取り上げるのは誤りである。	対応困難	国は、「様々な属性(例えば、アイヌの人々であること、…(略)…、部落差別(同和問題)に関する外国人やルーツが外国であること。)を理由とした社会的困難を抱えている場合…(略)…」(「第6次男女共同参画基本計画」p.81)としており、本県においても、引き続き対応すべき問題と認識しております。
97	その他	重点目標3について	兵庫県独自の「パートナーシップ制度」は実現しましたが、それだけでは不十分で法的に実効性のある物にしてほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
98	第3章	その他	第3章、計画の内容のところについてですが、検討中とされている項目が多すぎる。計画では、本来の基本的な内容を記載し、コラム的な内容は、方向性と内容についてパブリックコメントで意見をもらった後、計画策定後の広報の段階で、県民にわかりやすいように掲載すればよい。	今後の検討課題	計画策定の進め方は、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
99	その他	その他	組織として課ではなく「男女共同参画班」に縮小され目的が曖昧になっているため、「ジェンダー平等推進課」の創設を求める。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
100	その他	その他	知事公約である女性副知事の配置を早急実現してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
101	その他	その他	公益通報者保護法違反・パワハラ認定を受けた現知事の辞職を求める。プランの前提として、人権を尊重するリーダーが必要である。	その他	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは議論・検討すべき内容ではないと考えます。

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
102	その他	その他	選択的夫婦別姓制度について素案に記載がないのは計画の役割放棄。旧姓使用拡大では問題解決ならず、「名前は人権」であり、同姓・別姓を選べる制度はジェンダー平等の基盤。国際的にも日本だけが同姓強制を続けており、導入を求める旨を明記してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
103	その他	その他	募集期間について、年末年始を挟む短期間募集は不適切。期間・期限の改善を求める。	今後の検討課題	計画策定の進め方は、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
104	その他	その他	ミモザ認定企業制度について、「メルチュ」が知事再選に貢献したとSNS投稿した問題で、公職選挙法違反の疑念があるにもかかわらず県は説明していない。認定基準を公開し、利権の関与を排除すべきである。	その他	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは議論・検討すべき内容ではないと考えます。なお、ミモザ認定企業制度については、すでに認定基準を公表しております。
105	その他	その他	観測史上最高の気温上昇や豪雨災害が頻発し、社会的弱者に深刻な影響を与えている。県は気候変動リスクを踏まえ、原発ゼロ、化石燃料からの脱却、再生可能エネルギーへの転換、省エネルギー推進を進めるべきである。	対応困難	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは議論・検討すべき内容ではないと考えます。
106	その他	その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に強く意見してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
107	その他	その他	県ジェンダー平等推進課を作り、ハラスメント撲滅に対応してほしい	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
108	その他	その他	県ジェンダー平等推進課を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
109	その他	その他	男女賃金格差是正へ、県として女性正規職員増をしてほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
110	その他	その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に強く意見してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
111	その他	その他	選択制夫婦別姓制度の実現に向けた取組をすすめてほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
112	その他	その他	教育と子育て支援を充実させなければ、女性の社会進出は増えないし、少子化に歯止めは効かない。もっと予算を掛けてほしい。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
113	その他	その他	ミモザ認定：インセンティブの設定を行う。企業側は、認定によってどういうメリットが得られるかが分からない。段階認定化と補助金の加算連動、広報露出枠の増加、各企業の意見を聞き取る機会を設定するなど、明確なインセンティブを設計する。また、作成には、労力もかかるので、テンプレート化など、より提出しやすい形態にする。	その他	ミモザ認定企業には、県市ホームページで積極的にPR、兵庫型奨学金返済支援制度の利用が有利になること、入札参加資格におけるの加点対象になるなどのインセンティブを設けております。また、認定を受ける際の申請様式は、シートごとに認定項目をリスト化したチェックシートを県HPに掲載し、作成・提出していただくこととしています。
114	その他	その他	県に「県・ジェンダー平等推進課」を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
115	その他	その他	大多数の国民が希望している「選択的夫婦別姓制度」を導入するように国に対して、意見書の提出を希望する。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
116	その他	その他	兵庫県には男女平等推進課を設置してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
117	その他	その他	選択的夫婦別姓制度を実現するよう、国に要請して下さい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
118	その他	その他	「男女」共同参画と「男女」とするのではなく、「ジェンダー平等推進課」(品川区、千代田区など)とか名称を変更すると共に「男女」から「ジェンダー」への意識の変革が必要ではないのかと考えます。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
119	その他	その他	基本的に「男女共同参画センター」と予算も充分にないような「センター」ではなく、「課」にすべきだと考えます。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
120	その他	その他	「センター」へセクシャルハラスメントの相談をした際に、心のケアだけを受け持つと言われたと知り合いの女性に聞いたが、事実か。事実とすれば「センター」で留まっているので、もっと大きな活動が困難なのではないか。	その他	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは具体事業の内容について議論・検討すべき内容ではないと考えます。
121	その他	その他	なぜ「男女共同参画審議会」の委員に女性部の方とはいえ、あえて「部落解放同盟兵庫県連合会」との肩書きのある方が入っているのか、疑問である。	その他	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定しており、策定に際し様々な視点からのご意見を頂戴いただくために、多様な立場の方を審議会委員として選定しております。
122	その他	その他	個人の多様な生き方、人権を尊重する社会にするために、選択的夫婦別姓制度、同性婚の法制化を国に要請することを計画の中に入れてほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
123	その他	その他	県行政の担当課は現在「男女青少年課」であり、ジェンダー問題を扱うのはその下の「係」にとどまっている。この状況は、兵庫県が男女いきいきプランを十分に理解していないことを示しているように見え、女性や子どもの問題を軽視している印象を与える。共同参画の部署であることが明確にわかる名称に改め、少なくとも「課」として位置づけることを求める。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
124	その他	その他	プランの性質上、県内での位置づけは人権関連部署とすべきである。近年、行政トップによるハラスメント事例が相次ぎ、部下の人権が軽視されている。パワハラやセクハラは本質的に人権問題であり、その認識を持って組織の見直しを行ったうえで、プランを提案することを求める。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
125	その他	その他	選択的夫婦別姓の問題をプランに盛り込むべきである。旧姓使用の法整備では不十分である。選択的制度であれば、同性希望者も別姓希望者も尊重されるため、近代社会において当然導入すべきである。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
126	その他	その他	選択的夫婦別姓も県として推進して、国に対しても声をあげて欲しい。経済界も言ってるし、私のように不条理を経験している多くの女性の声に耳を傾けて欲しい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
127	その他	その他	通称制度の拡充ではなく、選択的夫婦別姓制度を導入するように国に強く要望してほしい。通称制度をさわっても何の解決にもならない。選択的なので今困っていない人はそのまま、困っている人が助かるのだから何ら問題もない。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
128	その他	その他	男女共同参画を推進するためには班ではなくきちんと担当課を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
129	その他	その他	県はジェンダー平等課をきちんと創設することを強く求める。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
130	その他	その他	選択的夫婦別姓制度を国に要請を強くしてほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
131	その他	その他	「選択的夫婦別姓制度」を国に要請してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
132	その他	その他	県の部署に「ジェンダー平等推進課」を創設し、責任もって県政にあたるようにしてほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
133	その他	その他	本気で男女が対等な社会の一員として活躍できる兵庫県を目指すなら、「班」ではなく、「課」として大きく取り組んでもらいたい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
134	その他	その他	パブコメの期間が短すぎる。	今後の検討課題	計画策定の進め方は、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
135	その他	その他	兵庫県にジェンダー平等課を創設し、真剣に取り組んでほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
136	その他	その他	「兵庫県男女共同参画計画課」を作してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
137	その他	その他	現在の「男女青少年課」ではなく「ジェンダー事業局」として意識と権限を明らかにしてほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
138	その他	その他	男女賃金格差是正へ、県として女性正規職員を増員してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
139	その他	その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に要請してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
140	その他	その他	旧姓使用法制化反対を要請してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
141	その他	その他	選択的夫婦別姓導入を国に強く要請を希望する。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
142	その他	その他	旧姓使用法制化反対要請してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
143	その他	その他	通称使用に反対である。選択的夫婦別姓導入を国に求めてほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
144	その他	その他	男女共同参画班ではなく、ジェンダー平等推進課を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
145	その他	その他	p.2目指す社会のスローガンはとてもよいと思うので、そのような社会になるよう施策をすすめてほしい。	計画の趣旨に一致	ご意見のとおり、今後も引き続きp.2に記載している「目指す社会」に向けて、関連施策を進めてまいります。
146	その他	その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に強く意見してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
147	その他	その他	県、ジェンダー平等推進課を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
148	その他	その他	兵庫県としては男女共同参画の取り組みが遅れている。政府の行っていること、目標を目指さないでほしい。日本政府は国連から何度も勧告を受け是正が求められているにもかかわらず遅々として進んでいない。	その他	本計画である、ひょうご男女いきいきプラン2030(第5次兵庫県男女共同参画計画)に基づき、男女共同参画社会づくりを進めてまいります。
149	その他	その他	県ジェンダー平等推進課を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
150	その他	その他	県庁や市役所に非正規の職員が多数いて男女賃金格差がある。待遇改善と女性正規職員を増やしてほしい。賃金格差の是正を早急にしてほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
151	その他	その他	選択的夫婦別姓制度の導入を国に強く意見してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
152	その他	その他	県ジェンダー平等推進課を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
153	その他	その他	男女賃金格差是正へ県として女性正規職員の増員をしてほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。

No.	章	項目等	意見等の概要	対応分類	県の考え方
154	その他	その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に強く意見してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
155	その他	その他	県として男女賃金格差是正へ女性正規職員の増員をし、女性管理職も増やしてほしい。	計画の趣旨に一致	本県の女性管理職については、重点目標1において、率先行動計画を策定し積極的な女性登用等に取り組むこととしています。
156	その他	その他	計画案として、数値目標が示されていないものは役に立たない。案に対してのコメントのしようがないような文書はやめてほしい。	今後の検討課題	計画策定の進め方は、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
157	その他	その他	県ジェンダー平等推進課を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
158	その他	その他	男女賃金格差是正へ、県として女性正規職員の増員をしてほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
159	その他	その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に強く意見してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
160	その他	その他	ジェンダー平等は日本は世界で周回遅れくらい遅れている。せめてその取り組みを進める「ジェンダー平等推進課」をぜひ設置してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
161	その他	その他	ジェンダー平等推進課がないと聞いて驚いている。ジェンダー平等は早急な課題である。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
162	その他	その他	ジェンダー平等指数ランキング148か国中118位なんて恥ずかしい。ジェンダー平等推進課を設置してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
163	その他	その他	女性が結婚すればほとんど氏を変更している現実をふまえ、国に「選択的夫婦別姓制度」の導入を国に強く要請してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
164	その他	その他	ジェンダー平等推進課がないなんて信じられない。ジェンダー平等指数ランキング148か国中118位という低さからも政治のレベルでジェンダー平等に取り組むべきである。ぜひジェンダー平等推進課を設置してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
165	その他	その他	兵庫県には「男女共同参画課」がなく、ジェンダー意識について前向きな姿勢が感じられない。県として「ジェンダー平等推進課」等を設置するなど、積極的な取り組みをしてほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
166	その他	その他	兵庫県知事は公約として、女性副知事を任命するとしていたが実現していない。女性の視点を取り入れるためにも早い内に配置してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
167	その他	その他	高市政権の下で、未だに「選択的夫婦別姓」が実現していない。県として、国に働きかけをしてほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
168	その他	その他	女性の約半数が非正規雇用に置かれており、県職員・市職員にも非正規が多いとされる。正規雇用の拡大と男女の賃金格差是正を目指すなど、県として民間の手本となるよう雇用体系を確立してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
169	その他	その他	兵庫県は「男女共同参画課」がない。「ジェンダー平等推進課」を創設してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
170	その他	その他	知事公約の女性副知事をすぐに配置してほしい。	その他	組織体制につきましては、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
171	その他	その他	公益通報者保護法違反・パワハラが認定されている齋藤知事の辞職を求める。人権を尊重する兵庫のリーダーを据えてほしい。	その他	本計画は、県における男女共同参画社会の実現を目指し、今後5年間の方針を策定するものであるため、ここでは議論・検討すべき内容ではないと考えます。
172	その他	その他	当プランにジェンダー平等への最重要課題となっている「選択的夫婦別姓」が出てこないのは男女共同参画の役割の放棄ではないのか。県として選択的夫婦別姓制度の導入を求めることを明記してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
173	その他	その他	パプコメの募集期間が年末年始をはさみ短期間である。課題が多いので長期の改善を求める。	今後の検討課題	計画策定の進め方は、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の検討課題とします。
174	その他	その他	女性の賃金の低さ、役割分担の固定など、女性が活躍できるようにしてほしい。	計画の趣旨に一致	重点目標1において、女性が能力を發揮し活躍できる環境整備に取り組むこととし、重点目標2において、性別役割分担意識の解消に向けた取組を行うこととしています。
175	その他	その他	政党が選挙で男女同数の候補者擁立に責任をもってほしい。	その他	男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。
176	その他	その他	小選挙区制度、企業団体献金、政党助成金を廃止し、女性の政治進出をさまたげないでほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。
177	その他	その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に強く意見してほしい。	その他	法律の制定・改廃や法令に基づき適用される制度の運用等については国の所管であり、今後の世論や国の動向を注視していきます。いただいたご意見は今後の参考とします。